

千葉県告示第353号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年4月17日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年4月17日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
千葉大網線	緑区誉田町2丁目24番106から 緑区誉田町2丁目24番24まで	前	7.40 ～8.32	34.2
		後	8.32 ～8.92	
日吉誉田停車場線	緑区誉田町2丁目25番12から 緑区誉田町2丁目2307番25まで	前	8.19 ～8.20	53.4
		後	15.95 ～26.72	
誉田停車場潤井戸線	緑区誉田町2丁目25番12から 緑区誉田町2丁目2307番25まで	前	8.19 ～8.20	53.4
		後	15.95 ～26.72	